平成 22 年度 第3回三重県教育改革推進会議 議事録

日 時 平成22年7月22日(木) 9:00~12:00

場 所 プラザ洞津 孔雀の間

出席者 (委員)上島 和久、奥田 清子、川本 健、下里 義治、田尾 友児、高屋 充子 多喜 紀雄、中村 武志、浜辺 佳子、松岡 美江子、向井 弘光 皆川 治廣、山田 康彦、脇田 三保子

(事務局)向井教育長、山口副教育長 太田こども局長 真伏教育支援分野総括室長、松坂学校教育分野総括室長 田畑社会教育・スポーツ分野総括室長、長野研修分野総括室長 平野教育総務室長、岩間教育改革室長、木平人材政策室長 齋藤高校教育室長、西口小中学校教育室長、浅生特別支援教育室長、 飯田特別支援学校整備特命監、和田生徒指導・健康教育室長、 稲林人権教育室長、野原社会教育・文化財保護室長、 小嶋社会教育推進特命監、村木スポーツ振興室長、 東特別支援教育室副室長、梅澤教育改革室副室長 中山こども未来室副室長、福永教育振興ビジョン策定特命監 松下、矢田、赤尾、北原、川上、安田

以上43名

(事務局)

本日は、大変お暑い中、また早朝からお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、 平成 22 年度第 3 回三重県教育改革推進会議を開催させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、向井教育長から、一言ごあいさつ申し上げます。 (向井教育長)

改めまして、おはようございます。平成22年度第3回の教育改革推進会議の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。皆さん方には日ごろから本県教育行政の推進につきまして、様々な場面でご支援、ご協力いただいていますことを、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

いよいよ夏休みでございます。どっと雨が降ったと思ったら、いきなり梅雨が明けたので、本当に体にもこたえる日々でございます。子どもたちは待ちに待った夏休みということで、開放的な気分になっていると思います。海や山で楽しむのも本当に大事なことでありますが、一方でいるいろな誘惑もございます。こういった子どもたちを地域で育てていくという考え方が必要かとも思っております。皆様方には学校から開放された子どもたちを、地域で育てていくということで、見守りなどいろいろな活動にぜひともご協力をお願いしたいと思っています。

本日の教育改革推進会議につきましては、教育振興ビジョン本体そのものの審議をお願いすることになっています。これまで各部会でテーマごとに議論してきましたご意見を、議論の骨子として、事務局の方でまとめさせていただきました。冊子につきましてはかなりの厚さになっております。委員の皆様方から、それだけ多くの貴重なご意見をいただいたと思っております。大変感謝しております。ありがとうございました。

教育委員会といたしまして、この貴重なご意見を提言として受けとめさせていただきました。 10 年先を見すえ、三重県の子どもたちがどのような姿に成長してほしいのか、そのために教育は どうあるべきかを考え、今後の5年間の取組方向を教育振興ビジョンの中間案のたたき台として まとめてさせていただきました。本日、早速資料の差し替えをお願いしたところもございまして、 事務局もぎりぎりまで内容を検討させていただきました。私どもといたしましては、9月ごろに、 広く県民の方々を対象にいたしましたパブリックコメントを実施していきたいと考えております。 それまでに中間案として公開できるようになるよう、委員の皆様方に内容の検討をお願いしたい と思っております。

国の方ではねじれ国会ということがあって、どうなるのかという心配がございます。子どもたちや教育をめぐる政策もこれからどのように進んでいくのか、なかなか先が見えない状況でござ

います。しかしながら、子どもたちの将来のためにより良い教育を提供していくという理念では変わらないと思っております。また、いろんな政治的変化で子どもたちが犠牲になるようなことがあってはならないと思っております。教育は一人ひとりの子どもの成長に必要なものではありますが、将来への社会投資でもございます。

三重県におきましても、現在の教育を取り巻く社会情勢を的確にとらえて、今後の教育の方向性を示していく必要があると思っております。この教育振興ビジョンが、学校現場で子どもに直接かかわっておられる先生方の、あるいは、家庭でございますとか地域で子どもと関わっていただいている方々の羅針盤になるようなものになればと思っております。また、この教育振興ビジョンと同時並行でこども条例(仮称)の検討が進んでおります。本日は、太田こども局長に来ていただいておりまして、この後、その状況についての説明もございます。こういったところともうまく連携しながら進めていく必要があると思っております。

今回限られた時間の中で、十分に発言いただけない部分が中にはあろうかと思っております。 そういう部分につきましては、会議終了後でございましても、事務局にぜひご意見をお寄せいた だければと思っています。いよいよ教育振興ビジョンそのものを完成させていくにあたりまして、 子どもたちの輝く未来づくりに向け、三重の教育のあるべき姿を思い浮かべながら、ご審議いた だければと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、以後の進行につきまして、山田会長、よろしくお願いいたします。

(山田会長)

それでは、事項書に沿って進めてまいりたいと思います。まず、2の報告事項(1)についてですけれども、今、向井教育長からお話のありました三重県こども条例についてです。これは後で審議いたします教育振興ビジョンの基本理念と大変関わりが深いということで、本日、特にご説明をお願いするものです。

経緯に少し触れさせていただきますと、この3月の教育改革推進会議で基本理念について審議しましたときに、基本理念の冒頭にあります「子どもたちを信じ」という文言で少し議論になりました。そのときに、「この部分については、『子どもたちの本来持っている育つ力を信じる』という趣旨であって、現在、策定作業中のこども条例と軌を一にしている」という説明が事務局からありました。

そういう中で、委員の方々から、「こども条例の概要が知りたい」という声をいただきました。今回、そういう経過を踏まえて、こども条例の考え方についてご説明をいただくものです。本日は、この条例の策定を所管している健康福祉部こども局の太田局長さんに直接ご説明いただけるということで、おいでいただきました。まだ策定中というところで、説明できるところとできないところとあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

(太田こども局長)

三重県こども局長太田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日はこのような機会をちょうだいし、大変ありがたいと思っています。私どもこども局ができてから様々な取組をしてきましたが、この子ども条例をつくることによって、いろいろな活動を半永久的に、実際に県民の皆さんと一緒に取り組む基礎となるものにしていきたいと思っています。

おっしゃっていただきましたように、子ども条例については今、進行中で、条文を明らかにお見せするような状態にはまだなっていません。なぜ、この条例を制定するにいたったかをお話することによって、私どもの目指す子ども条例についてご理解いただければと思っていますので、資料で説明させていただきます。

「子ども・子育て家庭支援施策の展開」という年表のような資料をご覧ください。こども局ができたのは、平成20年度です。こども局が急な思いつきでできたわけではなく、それまでの様々な取組の中から、必然的にできたことを少しご説明しながら、さらに今後、目指すものは何なのかをこの年表で見ていただきたいと思います。

始まりにさかのぼると随分昔になりますので、現在の野呂知事が知事になられた平成 15 年からとなっています。平成 16 年に総合計画である「県民しあわせプラン」を制定しまして、この時は3年間の計画でスタートしました。計画の中では、「みんなで担う公共」という趣旨で、「新しい時代の公」という考え方が打ち出されて、それに従ってこの「県民しあわせプラン」が展開されることになりました。

こども局の前身は三重県健康福祉部子ども家庭室でしたけれども、そこで「子育て家庭の応援」と、「児童虐待の対応」という2つにポイントを置いて、「重点プログラム」として3年間やってきました。その間、平成15年度には、「次世代育成支援対策推進法」という法律ができました。これは、これまで厚生労働省の児童家庭局の中で保育政策中心に展開されてきた子ども、子育て関係の施策を、もう少し門戸を広げて、子どもの育ち、子どもが育てられる地域環境も含めて、幅広に取り組んでいこうというものです。その法律の中に、県や市町村にも行動計画制定義務が明記されていて、それに従って、平成17年度から5年間の「三重県次世代育成支援行動計画」をスタートさせました。この計画には、三重県の「新しい時代の公」の考え方を踏まえ、副題を「ささえあいの地域社会づくり」として、地域の皆さんといかにコラボレーションをしながら子どもや子育て家庭を支えられるかということを基調として盛り込んであります。

平成 19 年度には、「県民しあわせプラン第二次戦略計画」がスタートしました。このときに「新しい時代の公」に加えて「文化力」という考え方を県政展開のベースとして出されました。いわゆる伝統文化ということではなくて、地域社会の持つ人の力であるとか、つながる力、そういった力で醸し出される地域の活力を総称して、「文化力」と提唱しました。その考え方に従って、子ども家庭室では、これまでの子育て環境と児童虐待の取組に加えて、企業や地域の団体と共に取り組む「子育て家庭の新プログラム」を作りました。まさに地域とコラボレーションしながら取り組んでいこうという考え方を鮮明に打ち出しました。

右の三角形を見ていただきたいのですが、今までこども家庭室では、三角形の上から2層までを担当してきました。1層目の児童虐待とか非行、いじめ、発達障がいに関して、三重県では児童相談所であるとか、小児心療センターあすなろ学園といった専門機関がしっかりと対応してきました。2層目にはその周囲の子育て支援施策として、保育であるとか放課後児童対策、ひとり親家庭対策といったような政策がございます。この2つを、健康福祉部のこども家庭室として担当してきましたけれども、「文化力」ということをおさえながら、地域の皆さんとコラボレーションしていこうと考えると、福祉施策の展開だけでは足りないだろうということで、こども局が誕生したわけです。その理念のもとに誕生したこども局は、児童福祉政策に加えて、生活・文化部にあった青少年育成対策、そして、教育委員会にあった家庭教育の部分を事業として吸収しました。したがって、こども局の取組としては、これまで取り組んでいた上の2層に加えて、地域づくり、青少年対策、家庭教育といった地域の皆さんや一般家庭、一般の子どもたちに働きかけ、ご理解をいただく取組が加わったわけです。

この2つを一緒に取り組むときの考え方としては、一番上の三角形から下のほうに矢印が繰り出され、上に戻っています。これは何を意味するかと言いますと、一番上の三角形では、専門機関が様々なスキルや情報を蓄積しながら、しっかりと難しい問題に取り組んでいます。そういったことは特殊な問題ではなくて、一般のご家庭でも起こりうる問題であると考えられると思います。専門機関が持っている知見、将来予想など様々なことを地域の方にも知っていただき、いろんな関わり合いのスキルも伝達しながら、地域の子どもや子育て家庭を地域の皆さんが見守り、支えてくださるような社会をつくっていきたい、その循環を作り出したいという理念のもとに、こども局が福祉政策と青少年家庭教育などを統合したわけです。そういう考え方でこの三角形の循環を繰り出しながら、今、施策を進めているところです。三角形の一番下の「みえのこども応援プロジェクト」や「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、地域の皆さんと一緒に子どもや子育て家庭の支援策、サービスを繰り出していこうという取組で、今の私たちの象徴的な取組です。そういったことを一つ上の矢印、第2期次世代育成支援行動計画の中ではっきりと打ち出しながら、今、取組を進めています。

次のページに「みえのこども応援プロジェクト」という大きな図がありますが、これは「子どもと大人が信頼関係で結ばれた『子育ち支援』の地域社会」をテーマに、子どもたちの育ちの支援に取り組む様々な主体の協働の取組です。一番下の楕円の図にあるように、三重県が事務局となり、地域の大人や、応援者・応援企業の方々にお金や場所を提供していただいて、その上の「こども会議」「子育ちを支えるサポーターの養成」「子どもたちの一行詩コンクール」「みんなが集うこどもサミット」など様々な取組を、地域のサポーターと共にやりながら、応援企業の皆さんに取組を知っていただくよう、この2年間取り組んできました。

こういう中で、気がついてきたことがあります。地域の皆さん、特にこれまで子ども会やPTAなどで様々な子どもや子育てにかかわってくださっている方々は、実は福祉政策とほとんど縁がないんです。先ほどの三角形で説明しますと、福祉施策では、子どもたちのシビアな問題に対

応してきているけれども、その情報を地域は持っていただいていないということです。地域の方で「青少年健全育成対策にどう取り組もうか」といったことについての情報量が、非常に限られています。要するにシンクロしてない、相互関係がないということです。子ども会やPTA、一般のお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんと共にこういったプロジェクトに取り組む中で、子どもたちを支援してくれる大人や団体、事業者はまだまだ多いということに気づかされました。そういった方々の取組を、このプロジェクトが展開する数年のことではなくて、三重県の子どもを支えるための大人社会の基本的な心構え、取組として担保していこうという考え方で、「三重県こども条例」を制定しようとしたわけです。表の三角形の循環が、永久に続くことが担保されるようにという考え方で、「こども条例を制定する」ということになったと思っています。今、子ども条例の制定に向けた取組をどのように進めているのかは、次の資料の表を上から下

今、子ども条例の制定に向けた取組をどのように進めているのかは、次の資料の表を上から下の方にご覧いただきたいと思います。平成20年度にこども局が設置されてから、子どもたちととにかく触れ合いました。福祉施策で会う子どもたちはとても困りごとを抱えた子どもたちですが、その子どもたちだけでなく、地域にいる子どもたちともなるべく多く触れ合おうと思い、はがきによる「思い募集」や「こども会議」などをやってきて、非常に手ごたえを感じました。「子どもたちは少しの支え、少しのきっかけで、自分たちの思いを溢れさせるように出してきてくれる」「子どもたちに気づかされることがいっぱいある」という手ごたえを感じて、平成21年度、その取組を本格化しました。子どもたちの意見をアンケートで聞くこと、子どもたちが意見を発信するための様々な取組、子どもと大人が共に活動する取組、子育ちを理解してくださる地域の方々を養成する取組などを行なってきました。

こうしたことがずっと三重県の中で行われ続けるように、条例をつくっていこうと考えていまして、今、様々な方々に参加をいただきながら、内容を検討しています。福祉部門の社会福祉審議会と青少年健全育成審議会の両審議会の中から、それぞれ委員を出していただいて検討会議を作り、ここが中心母体になり草案を作っています。何回も検討いただいているわけですけれども、その一方で三重県が持っているモニター制度を利用して、キッズモニターに様々なアンケートを実施しています。この数がどんどん増えています。

そして、「条例について考えようこども会議」というものを提唱して、各学校、クラス、クラブ、 児童養護施設、特別支援学校といったところでもこの会議を開いていただき、今、20ヶ所以上で、 夏休みを中心に子ども会議が行われています。そして、その代表者たちが、「条例をつくろうこど も会議」を実施することになっています。これは宿泊をし、意見を固め、意見をさらに発展をさ せ、検討会議の委員と一緒にディスカッションをすることを、今後予定しています。

大人の方は、「三重県が考えているこども条例はこんなものですよ」ということを知っていただくための講演会の開催や様々な資料の作成を行っていて、先々月の県政だよりにもそういったことを載せさせていただきました。そして、これに参加された大人にも集まっていただき、検討会議の委員と各地で意見交換をしていただこうと思っています。そういった意見を踏まえて、条例の特に前文、理念のあたりを、皆さん方の思いが受けとめられるようなものにしていきたいと、取り組んでいるところです。

スケジュールですけれども、今のところ 12 月議会に原案を出させていただき、3 月議会で提案、議決をいただく運びにしたいと思っています。ただ、作ることを先行するのではなく、今後もっと議論が活性化していくということであれば、必ずしも3月にこだわらなくてもいいのではないかという意見も、議会の方からいただいています。多少流動的ですが、事務局としては4月からの施行を目指したいと考えています。

4ページ、最後をご覧ください。条例の構成です。今、前文、基本理念の部分を皆様方の意見で膨らませていこうと思っています。そして、様々な主体がこの基本理念を実現するためにどのように働くかを書かせていただいた上で、皆さん方がやってくださる取組がさらに発展していけるように、三重県としてどのような施策に取り組むかを、右側のところに書かせていただいています。権利学習から権利擁護に至る取組を行いながら、各主体が思う存分力を発揮できるような支援をしていこうということです。

そして、全体がどのように進んでいるか、また、子どもたちの実態に即した取組が行われているかを考えるために、調査研究や広報・啓発といったことも同時に推進方策として行いながら、子どもの育ちを支える地域社会づくりが進んでいくような条例にしていきたいと思っています。

前文と基本理念は、「子どもたちには伸びる力がある。可能性がある。それは子どもたちが本来 持っている力である。大人はその子どもたちの育ちを支えていこう。見守ろう。」という趣旨で書 いていきたいと思っています。

今、申し上げたような思いを、知事も三重県で発行している「地域政策」に書いていますし、 私も、先月号に載せています。もしお時間がありましたら、目を通していただければと思います。

「応援通信」という資料も付けさせていただきましたが、こういう活動を繰り広げ、様々なところで取り組まれるようになったら、子育て家庭も安心して子育てができるんじゃないかという思いを込めてやっています。参考に見ていただければと思います。

(会長)

どうもありがとうございました。それでは、今のご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(委員)

今、説明を聞かせていただいて、大体の概略はわからせてもらったつもりですが、「子どもの育ちを支える地域社会」ということで、進めていく主体の市町の役割がどうなっているのか、先ほどの4ページの構成の表では見えにくいと思います。実際に子ども会や家庭教育など、大々的なことではありませんけれども、市町もかなりやっている部分があると思います。市町と県のつながりがどのようになっているのかも、少し明確にしておく方が分りやすいし、今後協力してもらうのには良いのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

(太田こども局長)

同じような意見は検討会議委員の方からもいただいていますが、県の条例に「市町にも責務がある」とは書けませんので、どのように書いていくのか、議論があります。名張市は「子どもの権利条例」を既にお持ちで、県としても勉強させていただいたり、意見交換をさせていただいたりしています。多分同じような考え方で条例を作っていますので、一緒に取り組むときにはお互いに協力はするんですけれども、条例の中にどう書くかということについては、他の市町とも意見交換をさせていただかないといけないと思っています。市町の役割分担の記述をどのようにしていくかということを今後の課題として、会議を設けてご意見を伺いながら、検討していきたいと思っています。

(委員)

この4ページの表を見ると、保護者とか学校等関係者が掲げられています。これだけ見たら、「これは県がすることで、市町は県にお任せしていたら良い。市町はこれについてはタッチしなくて良い」ととらないとも限りません。学校関係となると、市町の教育委員会はかなりいろんなことについて連携を密にしていくところで、そこがないと学校も動きにくいという気がします。市町との今後の連携、協働については、大変大事ではないかと思います。

(会 長)

何か他にいかがですか。よろしいでしょうか。全体としては、今までも「教育基本法」などに「教育を受ける権利」があって、ある意味で子どもの権利は議論されてきたけれども、「子ども条例」を作ることによって、もっと「子どもを守ってあげる」、あるいは「子ども自体が意見を表明したり主体的に活動したりする」、そういう「総合的な子どもの育ちを支える施策を進めよう」ということだと理解してよろしいわけですね。

(太田こども局長)

はい。そのとおりでございます。

(会長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。太田局長さん、どうもお忙しいところをありがと うございました。

それでは、報告事項の2 平成22年度第2回教育改革推進会議の報告について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。前回の報告ですので、簡単にさせていただきます。前回の議題は大変多くて、ご覧のとおりまとめさせていただきました。キャリア教育では、「もっと普通科高校で進めた方が良いんじゃないか」とか、「特別支援教育で取り組んだ方が良いんじゃないか」というご意見をいただきました。また中高一貫教育では「理念が大切だ」とか、貴重なご意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。

1 つだけ説明させていただきますと、資料の 2 ページの下の方に、「 4 感性を育む教育の推進」 という項目があり、複数の委員の皆様から、「感性について、もう少し範囲を広げて考えた方が良 いんじゃないか」というご意見をいただきました。こちらでもこれについて検討しましたが、「感性」をあまり広く捉えすぎると、「豊かな心」と変わらないぐらいの広がりになってしまうということもあって、収拾がつかなくなります。しかも、定義があいまいなところがありますので、後から説明させていただく中間案には、範囲を限定させていただいて、「文化芸術活動・読書活動の推進」という形に題名を変えてまとめさせていただきました。この前回の議事録と、後から説明させていただく中間案は、このところが一致しておりませんので、1つだけご理解いただければと思います。説明以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございます。今のご報告について何かございますでしょうか。既に議事録についてはお手元に届いているということです。それから、その内容につきましては、本日、これから議論する教育振興ビジョンや議論の骨子に入っていると思います。それでは、確認をいただくということでよろしくお願いいたします。

それでは、次の審議事項に移らせていただきます。まず、1番目、県立特別支援学校整備第二次 実施計画(案)についてです。こちらはビジョン第1部会で時間をかけて審議いただいた部分です ので、多喜部会長さんからご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(多喜部会長)

教育振興ビジョン検討第1部会では、昨年度から今年度にかけて9回の部会を行い、6つのテーマについて議論いたしました。「特別支援教育の推進」については、第1回から第5回まで議論をいたし、その内容は、「特別支援教育のあり方」と「特別支援学校整備第二次実施計画」についての2点です。「本県における今後の特別支援教育のあり方」について、理念、現状、課題、今後の方向性などについて広範囲で多岐にわたる議論を重ねてきました。また、「特別支援学校整備第二次実施計画(案)」についても、前段の特別支援教育のあり方の議論を踏まえて審議を重ね、実施計画としてとりまとめを行いました。その詳細は資料のとおりです。内容の詳細については、事務局から説明をしていただきます。

(事務局)

資料3、9ページをご覧いただきたいと思います。第1部会で議論していただいた中身は、資料4の37ページにもありますので、そちらと併せてご覧いただきたいと思います。

特別支援教育は、平成 19 年度よりスタートしました。理念については、「障がいのある子どもたち一人ひとりの特性に合わせた教育を行う」ということです。その特性に合わせた教育形態としては、特別支援学校、地域の小中学校における特別支援学級、通級による指導という3つで進めてきました。近年は、通常の学級の発達障がいの子どもたちへの支援も行っています。こうした広範囲の課題ですので、全体の「今後のあり方」については、ビジョンの審議の方で十分に練り上げていただきました。

特別支援学校は現在、在籍数も非常に伸びていますが、この課題については、すでに平成18年度に表した「三重県における特別支援教育の推進について」の基本計画にのっとって、平成19年から22年度までを第1次実施計画として取り組んできました。この実施計画については、資料3の9ページから10ページのところ(2)で取組状況を示しています。それぞれの地域で必要とされる拠点的な学校の整備について、鈴鹿、亀山地域では、平成20年4月から「杉の子特別支援学校石薬師分校」として開校しました。また、平成24年4月には、桑名、いなべ地域に知的障がいの特別支援学校を整備する予定です。10ページの4番、「東紀州くろしお学園尾鷲分校」については、尾鷲高等学校の施設、旧尾鷲工業の光が丘校舎を改修して、既に21年4月から開校しています。また、津市にあります「城山特別支援学校」と「草の実特別支援学校」については、それぞれ機能統合をして、草の実特別支援学校を城山特別支援学校の分校としました。また、訪問教育についても、教育内容の関連性から肢体不自由の教育課程の中身をとるのが適切であるというご意見をもとにして、知的障がいの特別支援学校から、肢体不自由の特別支援学校に移しました。

この第1次実施計画の内容で県立特別支援学校を整備してきましたが、課題もたくさん残っています。1つは、知的障がいの特別支援学校の在席児童生徒数が大変増加していることです。特に南勢地域での増加が著しい状況です。また、通学区域が広範囲で、通学手段をこれからいかに整備するかも課題となっています。3つ目は学校に併設している寄宿舎について、通学条件の整備に伴う入所者の減少に対応する必要性があります。この3点が課題として残されています。これらの課題に対し、資料11ページから12ページに示したように、「基本方針」を4つ立てて対応を進めさせていただきたいと考えています。

最初は緊急課題への対応です。児童生徒数が急増していますので、こうしたところについては、 暫定的な校舎の整備や教育環境の充実を図りたいと考えています。

2番目は適正な規模及び配置です。それぞれの学校においても、それぞれの障がいの特性に合わせた一定の集団の必要性があります。お互いが育み合う必要性もあり、そうした教育環境にふさわしい適正配置が必要ではないかということです。こうした方針のもとに進めていきたいと考えています。

12ページをご覧いただけますでしょうか。児童生徒数が急増している原因の一つは、高等部の在席数が増えているということです。地域の中学校の特別支援学級に在籍している子どもたちのほとんどが、特別支援学校の高等部に入学しています。こうした子どもたちのニーズに応えるために、将来の社会的な自立を支援するために、カリキュラムの開発、あるいは就労を目指した高等部の教育を充実する必要があります。また、これから共生社会を支えていく有能な人材にもなりうるので、高等学校との交流の中で、お互いの理解と協力、人格を尊重し合うことができるといったところも、整備の大切な視点と考えています。

4点目は複数障がいへの対応です。実態としては、知的障がいと肢体不自由、知的障がいと情緒障がいなど、重なり合う障がいがたくさんあって、こうしたところへも対応が必要ではないかということです。このような4つの方針を立てて、2次の計画に臨んでいきたいと考えています。

12ページと13ページで挙げたのは、「地域における課題がある」ことと、「第一次実施計画以外の特定課題への対応が必要である」という2つの大きな視点から、議論していただいた内容です。特に「地域における課題」については、東紀州地域と中勢、南勢、松阪地域を含んだ地域での整備、その他の地域の整備が必要ではないかという視点を示していただきました。特に東紀州については、分校の整備はなりましたが、本校は依然として地域の小学校の教室を借りて教育を行っている実情があります。2つの小学校にそれぞれ小中学部と高等部が分かれている現状がありますので、「機能を統合する必要がある。施設設備面でも充実を図る必要性がある」ということです。地元の十分な合意を得た上で、既存施設の有効活用を視野に入れながら、今後も可能な限り早期に整備をする必要があると考えています。

特別支援学校玉城わかば学園では、知的障がいの子どもたちが学んでいますが、近年、子どもの数が急増しています。特にここ数年、高等部の生徒数が伸びています。教室不足が生じていて、現在、プレハブ校舎での対応を進めています。この地域における小学校、中学校の特別支援学級の在籍数を見ていくと、今後も増加傾向にありますので、対応が必要です。またこの地域については、大変広いですし、地形的にも非常に複雑なところがあります。「障がい福祉圏域にそれぞれ最低でも1校の特別支援学校を設置して、連携したネットワークのもとに、障がいのある子どもたちへの教育を進める必要がある」と、基本計画の中で示されています。今後は松阪地域における特別支援学校の整備について、検討を進めていきたいと考えています。

24ページをご覧いただけますでしょうか。現在、特別支援学校は、ここに示したように15校あり、1,340名の子どもたちが学んでいます。今、課題を申し上げた2つの地域、特に東紀州につきましては、くろしお学園本校がこの紀南地域の拠点として今後センター的な役割を果たす必要性があります。また、松阪地域については、障がい福祉圏域に現在特別支援学校がありません。こうした実情をかんがみて、今後の整備にあたっていきたいと考えています。またその他の地域についても、今後の生徒数の推移に合わせて整備を考えていきたいと考えています。

特定課題は13ページ、14ページに示したとおりです。通学時間の改善については、今後の人数の推移や特別支援学校の整備に合わせてスクールバスの計画的な配備を検討していきたいと考えています。盲学校、聾学校のあり方については、14ページにあります。盲学校については、現在、針、灸、あんま、マッサージ等の国家試験の取れる専門的な教育を行っていますが、ほとんどが中途障がいの20歳以上の成人の方で占められています。こうした現状を踏まえて、今後、社会福祉分野との連携について、本来的な機能の役割分担や今後の方向性について検討を重ねていきたいと考えています。聾学校については、手話を中心としたコミュニケーション能力向上のために、専門的な機関としての役割を果たしていますが、今後就労に向けた高い技術を習得できるような指導体制の検討が必要であると考えています。また、手話を主体とした日本語の習得についても、体系的な整備を図る必要性があると考えています。こうした特性を踏まえた整備を考えています。3つ目の寄宿舎のあり方については、バスをそれぞれの地域の基幹道路に走らせるように整備することで、寄宿舎に入所する子どものニーズが減ってきました。自力通学が将来の就労、自立のために必要であると考えて、自力通学の取組も進めている結果、在舎生は段々減ってきています

ので、こうしたニーズの減少や現在の状況にかんがみて、今後寄宿舎を統合していくという考え 方をまとめています。

25 ページをご覧いただけますか。現在、そこに示した城山特別支援学校、盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、度会特別支援学校の5校に寄宿舎を配置しています。今後は地域的なバランスも十分考慮して、また在舎生や関係機関とも十分協議を重ねながら、現在の5校を3校に機能を統合するよう、計画的に検討を進めていきたいと考えています。

15 ページにあるように、特別支援学校の中には医療機関や福祉機関との併設を行なっている学校もあります。こうしたところについては、隣接、併設する医療機関や福祉機関の今後の推移に合わせて、統合等の進展を見極めながら対応を進めていきたいと考えています。

なお、2次の計画年度は平成23年度から平成26年度までの4年間を想定しています。この中で、今申し上げた課題を解決していきたいと考えていますが、特別支援学校については在籍数が伸びている現状も考えながら、今後改めて三次計画の必要がある場合は、お諮りしたいと考えています。なお16ページ以下については、この実施計画のもとになる「基本計画」、「三重県における特別支援教育の推進について」を、参考資料として巻末につけさせていただきました。

(会 長)

それでは、ただ今、ご説明いただきました県立特別支援学校整備第二次実施計画について、ご質問やご意見をお願いいたします。

(委員)

ただ今ご説明いただいた中に、高等部への入学希望者が増えているということと、卒業後のその子たちの就職が大事だという話がありました。他府県ではそういうことを踏まえて、高等特別支援学校をつくったりしています。三重県の場合、特別支援教育の中へ「選考」を持ち込むことはなじまない、という考え方があるのかもしれないけれども、実際に他県であれば高等特別支援学校へ入れるような子が、一般の高等学校へ何人か来ているという実態があります。今回、この説明の中で「インクルーシブ」という言葉は削除されていますが、今後そういう方向を目指すのであれば、地元の高等学校がそれを担うという考え方もあるのかもしれないと思いながら、最終的には県民が選択することかなと思っています。実際に通っている子どもたちの保護者の方とか、県民の中に高等特別支援学校とか、そういう考え方に対するニーズはないのかということをお聞き したいと思います。

(事務局)

ニーズは、この基本計画を練るときにもご意見として出していただきました。本県としては、 これまでの設置状況と、知的障がいを中心とした増加にまず対応する必要性がありまして、その 対応を十全に果たしたいという考え方です。

それから、特別支援学校については、就労に特化した高等部だけの「高等特別支援学校」の形態が全国にはあります。やはり子どもたちのニーズとして、就労は大事です。この就労については、現在の学校のカリキュラムを充実するというのがまず急務です。対応としては、現在の学校の対応の進め方をまず主眼に考えたいと思います。

今後は、様々な地域でのニーズを十分に踏まえながら、一つの形態として、十分に参考にさせていただきたいと考えます。

(山口副教育長)

現在、高等学校に特別支援を要するような子がたくさん入っているが、高校教育の中での扱い方をどうしていくべきか、子どもたちの個性に合った進路保障をしていくためには、高等特別支援学校も視野に入れるべきではないかというご意見だったと思っています。これについては、ある程度モデル的にやっていくのかどうか。あるいは、「自力通学が可能」ということが基本だと思いますので、駅に近いということも条件になってきますが、県立高校の敷地の中でどのようにやっていけるのか。就労に特化する、あるいは子どもたちの特別ニーズに応えていくために、今後、県の総合計画である「県民しあわせプラン」の第3次戦略計画が策定されますので、それに合わせて局内では今、検討を始めているところということで補足させていただきます。

(委員)

この第二次実施計画の案は、今日いただいている教育振興ビジョンの中間案の「特別支援教育の推進」を踏まえて作っていただいていると理解をさせていただいて良いのでしょうか。そうであるならば、東紀州や中勢、松阪、南勢志摩地域に新たに建設する特別支援学校は、教育振興ビジョンにいう「ノーマライゼーションの理念」や「共生社会の実現」を踏まえて、その地域の人たちに包

まれたり、支えられたりするような学校であって欲しいと思います。

14 ページの寄宿舎のあり方について、自力通学の方が増えてきたということは、そのとおりだと思います。しかし逆に、寄宿舎に入所をする、入所をせざるを得ない子どもたちや、その保護者の方々は、かなり大きな背景や課題等を背負っていらっしゃる方が多いのではないかと思います。ここを読むと、「子どもの数が減ってきたから5つを3つにする」とも読めますけれども、大きな課題を持っている人たちが入ってくると仮定して、その3つの寄宿舎の新たな活動のあり方などにも踏み込んだ記述があって欲しいという気がします。

(事務局)

寄宿舎については、言葉不足で失礼しました。確かに入舎している子どもたちの中には、様々な家庭事情の方がみえますが、そのことに関しては、部会でも福祉制度との兼ね合いの中で議論すべきことではないかというご意見がありました。また現在、国でも障がい者制度について広範な議論をしていますが、そこでの議論と同じように、地域の中でこれから生きていくことを考え合わせて、入舎の形態のあり方に関するご意見もいただきました。寄宿舎については、今後のあり方を検討していく中の1つとして、各関係機関との議論の中で検討を進めていきたいと考えます。

(山口副教育長)

先ほど「ノーマライゼーションの理念に基づいて」というご意見があり、また、国の方では障がい者の権利に関する条約の批准の話がありますが、それらと特別支援学校の整備との関連については、教育振興ビジョン中間案の37ページの4つ目のに書いてあります。1つ目のが「ノーマライゼーション」3つ目のに障がい者の権利条約について書いてあります。そうはいうものの、4つ目のですが、「一方、特別支援学校での教育を必要とする子どもたちも増えており、特別支援学校がセンター的機能を一層発揮していくことも求められています。今後の子どもたちのニーズに応えるためにも、特別支援学校の果たすべき役割を認め、対応が求められている地域については、整備計画に基づき、設置を進めます」ということです。本来の考え方はノーマライゼーションであったり、障がい者の権利条約であったりするわけですけれども、そこへいくまでには随分時間がかかるだろうということで、センター的機能を持つ特別支援学校を整備して欲しいという地域には、整備していく必要があるのではないかということです。こうして、39ページの3つ目のに、特別支援学校の整備ということで落とし込んであるという手順です。よろしくお願いします。

(季 目)

5 つある寄宿舎を 3 つに統合するということは、非常に良いと思うんですけど、できれば従来の発想を少し止めて、統合するのに将来の就労も組み合わせていくことを考えてはどうかと思います。確か宮崎だと思うんですけれど、ホンダ太陽という障がい者だけの工場があります。寄宿舎の中に企業に進出していただいて、事務系が得意なのか、農業が得意なのか、工業系でできることがあるのかという、職業の適性判断も合わせて、講師で呼ぶとか、何かを設置するとかして、将来を支援できるようなことを考えていくことも必要じゃないかと思います。

私自身、知的障がい者の競技大会であるスペシャルオリンピックスをやらせていただいて、すごく驚いたことは、親は「子どもを家の外に出したくない」ということが多いのですが、思い切ってスポーツで出てきてくださると、いろんな発見をするということです。「この子はこういうところまでできる」「集中して何かがやれる」ということを確認していく場所が必要ではないかと思います。それは1ヶ所で集まってやってみると、良く分かることがあります。そういうことを考えて、三次、四次の整備実施計画の中で思い切って5つの寄宿舎を3つにする時に、従来の集合型ではなくて、全く新しい発想で民間を使ってやっていく必要があるんじゃないかと思います。

三重県にもスペシャルオリンピックスができあがって、ボランティアもものすごくできあがっています。芝生のグラウンドがあれば、ケガもそんなになくて、そこでサッカーをやったり、ラグビーやったりすることができたら、子どもたちの大きな変化が見られるようになることは間違いないです。しかも、親が出したがらないところに出していくようになるという変化もあると思います。グラウンドの整備など、民間もコラボレーションを組んで、従来とは違う施設のあり方を考えていただくと、より集合した成果が出るんじゃないかと思います。三重県は農業も十分やるスペースがあり、障がいのある子どもたちの職業を多様に指導していくことが可能だと思います。それがばらばらにあるとなかなか指導しにくいですから、大手企業にもっと入っていただいて、やっていただいたら良いんじゃないかと思っています。

特に、スペシャルオリンピックスで日本の大手企業の社員の方たちがボランティアで大会に出て来て、びっくりするようなことが起きています。「それまで会社で起きているでき事に多くの悩

みを抱えていたけど、障がい者の方々が一生懸命競技する姿を見て、自分たちの悩みはすごく小さかったんじゃないかということを教えられた」という東京での発表を聞きました。企業と障がい者の人たちとの組み合わせも、普通の人たちが成長していく過程になると思っています。一生懸命生きる姿を健常者が見ることによって、かえって自分たちの生き方を振り返る精神が生れていくということです。従来と全く違う寄宿舎のあり方を考えて欲しいと思います。3つ全部をそうしろと言っているわけではありません。

その寄宿舎に関しても、民間の寄付というような形で幅広く集めて、長期的な視点でやった方が良いと思っています。一つの企業に頼ると、おかしくなるとすぐ廃止ということになります。 10 社とか 20 社で支えると継続できる、ということもありますから、ぜひとも新しいあり方を考えて欲しいと思います。これからの大きな課題じゃないかと思いますので、よろしくお願いします。 (委員)

今おっしゃったこと、そのとおりだと思っています。その前に、今現状、高等部を卒業された方々の就職はどうなっているのでしょうか。カリキュラムを充実したところで、その後のルートが見当たらないのであれば、親御さんの期待だけになってしまうのかと思いますので、その辺質問させていただきたいと思いました。

(事務局)

平成 22 年 3 月の状況ですが、47 名の方が就労を希望されて、この内 45 名の方に一般企業の方に就職をしていただきました。2 名の方につきましては、トライアル雇用ということで、それぞれ現在、実習を継続して一時雇い入れをしていただいて、正式な入社に結びつくように、訓練をしていただいている状況です。就労を希望いただいた方について、今年度は高い比率で就労いただいています。今年、職域開発支援員という社会経験豊かな方を、学校の応援部隊として雇用させていただいています。これまで銀行に勤めてみえた方や、スーパーマーケットの経営者の方、工場長といった経験を持ってみえる方にお願いして、学校と企業の就労のための話し合いの仲立ちをしていただきながら、現在進めています。

カリキュラムについては、それぞれの特性に合わせて早い時期から校外実習に出かけられるように、今現在、取組を進めているところです。今後も企業の方々のご理解を得て進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

(会長)

こちらについては、基本は教育振興ビジョンで議論を進めていて、方向についてはビジョンの方で示し、具体的な事項については第二次実施計画で示すということです。ビジョンの議論を踏まえながら、実施計画を議論するという形になってきます。

今日のご意見を踏まえて、次回の推進会議でまた新しく提案されるご予定と聞いておりますが、 それでよろしいですか。では、これを踏まえた準備をまたお願いしたいと思います。

では、次、審議事項の2番目「教育振興ビジョン(仮称)の中間案について」に入りたいと思います。こちらは、先ほど教育長さんのごあいさつにもありましたように、大変資料が膨大な量になっておりまして、内容も非常に幅広くなっていて、一度でこれを議論するのは無理なので、いくつかに分けて、議論をお願いしたいと思っています。大きく3つに分けて、まず第1章、第2章を1つにして、基本事項と総論をご検討いただいて、それから第3章の前半と後半に分けて、ご議論いただこうと思っています。3章は1から3が前半、その後が後半ということで、残念ながら大体それぞれ30分切るぐらいの時間しか取れないんですけれども、集中的なご議論をお願いいたします。それでは、まず第1章と第2章について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4をご覧ください。今回、朝、資料4を差し替えさせていただきました。本当にすみませんでした。事前に送付させていただいている資料と9割方変わってないんですが、大きく変わった部分は、今から説明する総論です。それから、各論の中では、学力とか学校づくりの部分が少し書き変わっておりますが、それほど大きく変わったわけではありません。ご了承ください。

それでは、資料4の1ページ目に、まず全体構成を書いてありますので、ご覧いただければと思います。教育振興ビジョンの中間案は、4章構成になっていまして、第1章が基本的事項です。これはご覧のように計画の位置づけとか、計画期間とか、そういう基本的なことを書いてあるものです。そして、第2章として総論があり、こちらに基本理念等があります。2ページに第3章各論があります。各論の中に6つの基本施策がそれぞれ用意されていて、合計32本の施策がここに掲げられているということです。

あと、今日お配りはしてないのですが、3ページの一番下に第4章というのがあります。これは、ビジョンの実施に向けた多様な主体との連携等を記述する部分です。大体ページ数にすると2、3ページにしかならないと思いますけれども、最後にはこの第4章を書き加えたいと思っていますので、あらかじめご了承ください。

4ページをご覧いただきますと、全体が概観していただけると思います。3月に基本理念について一度、ご提案させていただいたことがありましたが、そのときと変わっている点だけ今から申し上げます。「基本理念」は変えておりません。あのとき、「私たちは子どもたちを信じ」という文言について、いくつかご意見をいただきましたけれども、こちらで再検討しまして、再度、この言葉のままで提案させていただきたいと思っています。これについては、後でご説明させていただきます。

それから、「子どもたちに育みたい力」、AとBに分けておりますが、自立する力の中で、右側に「勤労観・職業観」というのがあります。これは前回、「勤労観」だけだったんですけれども、「職業観」を加えています。それから、右側の「共に生きる力」の中に、「人権を尊重する意欲・態度」と「思いやりの心」の2つを加えています。なお、これは事務局が独自で加えたものではありません。実はこのBというところに、「共に生きる力」という表題がありますけれども、これはもともと、その下の「社会性」とか「規範意識」と同レベルの言葉として一緒にまとめてあったものです。この言葉の次元を1つ上に上げた関係で、「共に生きる力」の中身を少し分解して、「人権を尊重する意欲・態度」とか、「思いやりの心」に置き換えて表現させていただいたということですので、ご了解いただければと思います。

それから、基本施策が6本あり、1つ目の柱を、前回までは「自己実現する力」としていましたが、少し範囲が広すぎる表現ですので、「学力と社会への参画力の育成」に変えさせていただきました。

それからもう1点、基本方針が7つございますが、この3番目の文言を変えています。前回3月は「魅力のある学校づくりを行います」という表現だったんですけれども、ご意見を踏まえて、「子どもたちにとって魅力のある学校をつくります」という表現に変えました。

5ページ以降の説明を簡単にさせていただきます。まず基本的事項ですが、2番目の「位置づけ」は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する三重県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

6ページ、5の「ビジョンとしての性格」、これをもう一度確認させていただきたいのですが、いくつか性格があります。1行目にありますように、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す基本指針です。それから、3行目にありますように、県民しあわせプランを踏まえているということです。それから、5行目にありますように、「本県の学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むためのよりどころ」です。それから、その続きにありますように、市町に対しては県と連携した施策の推進を期待するものです。さらに、保護者や地域住民等に対しては、本県教育の基本方向への理解と教育活動への積極的な参画を期待するものです。

総論については、基本理念を中心に説明させていただきます。8ページから、まず教育を取り 巻く社会状況について書いてございます。特に教育に関係の深い時代潮流を6つ記述していまし て、1つ目が少子化・高齢化・核家族化、2つ目に国際化・グローバル化、11ページに3つ目と して環境・資源問題の深刻化、12ページに4つ目として高度情報化社会の進展、13ページに5つ 目として経済社会構造の変化、そして14ページに社会意識の変化を掲げています。

それから、17ページ基本理念です。基本理念は、前回と同じ表現で、「私たちは子どもたちを信じ、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの大いなる可能性を引き出し、その輝く未来づくりに向けて取り組みます」としています。その下に説明しておりますけれども、主語である「私たち」とは、社会全体を指し示すということです。それから、全体を構成する4行のうち、冒頭2行は2つの決意、後段2行は教育の不易の部分を表現しています。3月にもご説明させていただいたとおりですけれども、少し説明を深めさせていただきます。18ページ以降ですが、まず、後段から説明しますが、教育の不易の部分についてです。この1つ目の にありますように、「子どもは一人ひとりが育つ力、そして、豊かな成長に向けた大いなる可能性を持っている。すべての子どもたちのこうした可能性を引き出す、これが教育だ」というふうにまずとらえて、これがこれからの激動の時代も絶対変えてはならない教育の真髄だということで盛り込んであります。

そして、2つの決意をさらに盛り込んでいるわけですけれども、まず、前回、議論になった「子

どもたちを信じ」の部分です。今日もこども条例について説明がありましたが、そこと軌を一にしているところです。「子どもたちを信じ」の部分というところの下2行に書いてありますように、「子どもたちを信頼する、子どもたちの目線に立つという教育に携わる者の決意を包括的に表現している」ということです。その下の一つ目のですが、「子どもたちをかけがえのない存在としてとらえ、その生まれながらに持つ『育つ力』、大いなる成長の可能性を信じるという基本姿勢を、教育にたずさわる者から子どもたちへのメッセージとして表現しています。従って、『信じること』の対象は、子どもたちの存在であり、その『育つ力』であり、またその『輝く未来』でもあります」としています。

次のが非常に重要だと思うんですけれども、「子どもたちが持つ可能性を引き出し、育むためには、前提としてまず子どもたちの『育つ力』を信じることが不可欠です。そして、子どもたちを保護されるべき受け身の存在としてとらえるのではなく、自らの意見を持って、自らの考えで主体的に行動できる存在としてとらえることが重要となります。こうした視点に立つか否かによって、教育のありようは大きく変化するものと考えられます。三重の教育は『一方的に教え込む』、『解答ばかりを重視する』、『ルールを強制する』といった大人目線の指導でなく、『働きかけ育む』、『考えるプロセスを重視する』、『なぜルールが必要かを考えさせる』といった子どもたちの力を信じ、『待つ』姿勢を兼ね備えた指導を行うことを根幹として位置づけ、大切にしていきます」ということです。簡単に言いますと、「子どもたちは中身ががらんどうで、そこに教育を詰め込んでいく」というような認識に立つのではなくて、「子どもたちにはいっぱい可能性や力が詰まっていて、それを働きかけることにより引き出していく」という姿勢で臨む。それが教育ではないか、そういうとらえ方をしていこうという理念です。あと、19ページの上2つのには、「こども条例」と「学校経営品質」を踏まえているということが書かれています。

19ページの中段以下には、もう1つの決意として、「学校・家庭・地域が一体となって」ということが書かれています。これは多くの説明を要しないと思います。先ほど「こども条例」の説明にもありましたが、地域社会で子どもたちを育んでいくというのが時代潮流であり、しかも、今家庭・地域の教育力が低下しているということがあります。こういうことを再認識し、社会全体で教育に取り組んでいこうということで、この「決意」を掲げているとご理解ください。

21ページ以降は3月もご説明しましたので、簡単にさせていただきますが、21ページに「子どもたちを育みたい力」として、「自立する力」、「共に生きる力」を掲げています。22ページには、その理念を実現するための基本姿勢という意味で、「基本方針」を7つ掲げてあります。それから、これらを実現するための基本施策を24ページから6つ掲げています。この後の各論はこの6本の基本施策に合計32本の施策をぶら下げたものですので、そのようにご理解ください。

(会長)

そうしましたら、今ご説明いただきました第1章基本的事項と第2章の総論について、ご質問や ご意見をいただきたいと思います。

(委員)

審議事項の3にかかわるんですが、教育振興ビジョン中間案については、部会を開いて審議を行うとあるんですけれども、我々がいろいろ提言したものや、章立てや中身がこの部会で変わるという懸念があります。部会は調査を行うものですが、「審議する」と書いてあります。我々が提言した内容がどういう形で変わってくるのか、逆に今述べたことがここに入ってくるのか、あるいは、中間案部会の審議でこれがなくなってしまうのか、それが心配なんですけれども。

(事務局)

ここでいただいたご意見は全部踏まえさせていただきます。また、この後、ご説明もしますが、 書面でも少し意見をいただく予定で、それらも全部今度の部会に持っていき、いったん部会の方 で審議を進めていただきたいと考えています。8月にもう一度、推進会議がありますので、こう いう審議の方向でよろしかったでしょうかという確認もさせていただいて決めていこうと考えて います。

(委員)

4ページの体系の中で、「子どもたちに育みたい力」をAとBと2つ分けていただいてあるのは、良かったなと思っているんです。Aが生徒個人の一人ひとりの「自立する力」で、生徒一人ひとりを見た話ですし、Bは「共に生きる力」ということで、「新しい時代の公」などを担っていく人を育てていくということになります。「新しい時代の公」をつくっていくということで、我々が社会に貢献していく、役割を果たすという意味があって、それを両方挙げていただいて良かったと思っ

ているんです。

それで、気になったのが2ヶ所ありまして、1つは15ページです。上の方に があって、個人主義の話で、「自分さえ良ければ良い」と書いてありますが、「他人に迷惑さえかけなければよい」という考えも、僕はある意味で困った個人主義だと思っているんです。「新しい時代の公」を担うような人材を育てていこうというときに、人に迷惑さえかけなければ、何やってもいいというような判断になるのはいかがなものかと思います。ただ、個人主義のこういう明らかなマイナスの部分だけを見ていくので良いのかというのが1つです。

もう1点は、17ページの基本理念のところですが、「不易」を大事にするというのは、私も賛成です。しかし、「不易流行」というワンセットの言葉は意味があると思っているんです。「流行」というのは一過性ですぐ消えていくものだから、「不易」の方が価値が高いと言うのは間違いだと思います。「流行」にも意味があるのだということを、我々は意識しているつもりでいます。もし、この「流行」であるものが消えていくとしたら、それはいつか「不易」に変わっているんじゃないかと思っています。社会の方がどんどん変わっていくわけですから、その社会を支えるという部分については、「流行」なのかなと自分の中で勝手に納得しています。「不易」ばかりを強調すると、逆に個人主義的な面へ教育が進んでいくのではないかと思うんですが、一方で社会的な存在としての教育というものを何も言わないような感じがして、そこがちょっと物足りないと感じています。何も1つの言葉として大きく挙げる必要はないんですけれども、教育が社会をつくっていくというような記述があれば、それで「子どもたちに育みたい力」の両輪になっているBについても、軽視していないことを表せるのではないかという感じがしています。

(事務局)

1点目の個人主義の件ですが、14ページ、15ページの「社会意識の変化」という部分をご覧ください。14ページの一番下の行で、「集団よりも個を重視する方向に変化してきています」と、個人主義について触れていて、段落の最後の部分では、「社会の更なる成熟に向けた可能性を広げています」と、良い面について述べています。

しかし、2つ目の にありますように、はき違えた個人主義もあって、結局、良い面、悪い面、 双方あるので、ここに双方記述させていただいています。

それから、「不易」と「流行」の話をされましたが、これについては、22ページに基本方針があります。この基本方針というのは、教育に関して大事なものばかりを掲げてあります。この7番目に、「社会の変化に柔軟に対応します」というものを掲げました。これがまさに「流行」の部分です。教育に関して重要な要素はさまざまあると思っていまして、基本理念はその中でも今、最も重要なものをピックアップしたものと思っています。それと同格ぐらいの大切なものを、ここに基本方針として、教育を支えるものとして位置づけたと考えていますので、「流行」の部分を忘れているとか、落としているということではないとご理解いただければと思います。

(委員)

この教育振興ビジョン全体を見て思うのは、やっぱり人の命があって初めて文化とか、教育があるわけですね。前回、部会でも「環境問題は将来的には地球が壊れて人間がいなくなるという、命の問題としてとらえるべきだ」という発言をさせていただきました。それから、防災も、自分で命を助けるということですし、いじめは人の命を亡くすということになります。そういう命の大切さという点があって、初めて教育や文化は充実すると思いますので、4ページの「子どもたちに育みたい力」の中に、「命を大切にする心」の視点が1つ必要じゃないかと思っています。「自立する力」Aでも構わないんですけれども、やっぱり自分の命や人の命を大切にしたい。いじめは自殺にも結びつきますので、ご検討いただきたいと思います。「命を大切にする力を育む」という点も、1つ入れていただければと思っています。

(委員)

4ページのイメージ図ですけれども、「子どもたちに育みたい力」を「自立する力」と「共に生きる力」の2つに分けたところまではわかるんですが、下の部分は例示なのか、あるいは、この後の章立てに関係してくるものなのか。学力や自主性は、「自立する力」だけで、「共に生きる力」とは関係がないようにも見えてしまう。あるいは、「意欲、夢を描く力」は、この後の目次や章立てには出てこない。「思いやりの心」、「感動する心」といった心との関係は何か。イメージ図ですから、いくらでも説明はできるんだけれども、逆に誤解も招きやすい。そこら辺の整理が必要じゃないかと思いました。

(事務局)

この図の作り方に問題があるかもしれません。AとBを完全に割っているのが良くないのかもしれませんので、少し検討させていただきます。章立てとは、直接的な関わりはありません。基本施策に対しては、AからもBからも来るような、大きな矢印がしてあります。つまり、この基本施策は「自立する力」と「共に生きる力」の両方にすべて関わっていると考えていまして、例えば学力の説明でも「自立する力」、「共に生きる力」の両方を育むものとして説明してあります。できるだけ工夫をさせていただくように、さらに検討したいと思います。

(委員)

4ページのところで、「自立する力」なのか、「共に生きる力」なのか分からないんですが、「感謝する心」とか、「相手のことを認める」ということが、すごく大事じゃないかと思うんです。そういったところから、いじめとかもなくなっていくと思っていますので、そういった形のことを入れられないのかと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

個人からチームというふうなことを2つ書いていますから、AとBがここに書いてあるのはすばらしいと思いました。相関的に並べない方が良いと思います。無くさないように提言しておきます。 (委員)

17ページの網掛けをしてあるところの最後に、「その輝く未来づくりに向けて取り組みます」とあります。何が輝いているのかと考えると、このまま普通に読めば、子どもたち個人がそれぞれ輝くような未来をつくっていくとなるのですが、18ページの不易の解説の2つ目のを読めば、未来そのものが輝いている、社会全体が輝いていると読めるわけです。「その輝く未来づくり」というのも、社会が輝いているような表現にはならないかということを、先ほど言いたかったんです。子どもたちが輝く未来にかかわっていく、というようなものにならないかという思いがします。

(会長)

また、ご検討いただくということで。他にいかがでしょうか。

(委 員)

読ませていただいて、本当にすばらしい内容だと思いました。ただ、こういう取組内容を実際に やっていって、どのように評価していくのかということが気になりました。子どもからの直接の評 価をぜひ聞いていかなければいけないと思います。ビジョンに書いてある取組を進めていくことで、 子どもが本当にあるべき姿に近づいていくことが非常に大事ですので、子どもから直接意見を聴く ような機会を設けていただくことを、どこかの文章に入れていただけたら、うれしいと思います。 (会長)

さきほどの個人主義の概念ですけど、個人主義はある意味でリベラリズムなどともつながってくるので、単純に否定的には言えないところがあります。それを「利己主義」など言葉の使い方でも 丁夫できると思いました。

あと1つ、大きい問題は、基本方針の一番最初の「一人ひとりの違いを認め合い、個性を伸ばします」というところです。基本方針7つの中で、「子どもにこういう力を育てます」というのは、ここだけです。「子どもたちに育みたい力」には、せっかく「自立する力」と「共に生きる力」という2つを入れているのに、ここでは「一人ひとりの違いを認め合い、個性を伸ばします」というように、「個性を伸ばす」というところに集中した表現になっています。それより、下の文章にちゃんと「共に生きる力」ということも入っているので、その分の記述が表題に必要ではないかと思います。「子どもたちに育みたい力」のAとBに重なってしまうので、あえて避けたと思うんですけど、「共に生きる力」と「個性」という対があっても良いと思いました。

それでは、1章、2章につきましては、ここまでということにします。最初、事務局から説明がありましたように、今日だけで中間案の議論が終了するわけではなく、これからもご意見いただきながら、ビジョンに反映させていただくということですので、またよろしくお願いいたします。

では、1回ここで休憩を取らせていただきまして、11時ぐらいまでちょっとだけ休んでいただき たいと思います。よろしくお願いします。

> (10時50分 休憩) (11時00分 再開)

(会長)

それでは時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。

先ほどに引き続きまして、第3章の各論に入ります。前半の3つの基本施策について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

これを簡単に説明するのは非常に難しくて、ちょっと早くなりますので、我慢して聞いていただきたいと思います。

資料の29ページに体系表が出ております。7月の前半に部会を開催させていただいたときと比べて、32本の施策の中で、名前が変わっているのが5つあります。上から3つ目の「外国人児童生徒教育の充実」、これは、前回まで「外国人児童生徒への対応」でした。それから、2本目の基本施策である「豊かな心の育成」の中で、上から3つ目の「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」、その次の「居心地の良い集団づくり」、その次の「高校生の学びの継続」、これらはいじめ、不登校、中途退学に呼応するものですけれども、名前をこのように変えています。それと、あと1点変わっていますのは、3本目の基本施策の「健やかな体の育成」の3つ目、「体力の向上」です。部会でのご意見を踏まえて、「学校体育の充実」でしたけれども、「体力の向上」に変えさせていただきました。

それから、30 ページをご覧ください。各施策の項目構成について触れております。各施策、6項目で構成しておりますけれども、今日はこのうちの上4つのみを提示させていただいておりまして、5つ目、6つ目の「数値目標」、「多様な主体への期待」については、また後日提出させていただきます。まず、「基本的な考え方」ですけれども、これは、10 年先を見据えたビジョンで、括弧書きにありますように、特に明記している場合を除き、「三重の教育」が主語です。2点目が、「現状と課題」。そして、3点目が、「今後の基本的な取組方向」、これは今後5年間における基本的な取組の方向で、主語は「県」あるいは「県立学校」です。4番目の「主な取組内容」が、今後5年間に実施する具体的な取組の内容で、「県」あるいは「県立学校」を主語に想定しています。

主なものをピックアップして説明させていただきます。まず、31 ページ「学力の育成」については、2つ目の の最後3行を特に注目ください。「特に『何を学んだのか』だけではなく、『それをどう生かすのか』を重視し、課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力の育成に意を用いることを、三重県の学力育成にかかる基本姿勢とします」ということで、部会で話し合われた「三重県型の学力」をどう考えるかという部分を、ここに答えとして示してあります。33 ページ最初の行には、それを「三重の学び」という言葉で表現させていただいています。

37ページ、「特別支援教育」です。特別支援教育については、先ほどから議論もありましたように、3つ目の の3行目、4行目で、「共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進する」ということで、「10年先を見据えて、より地域に近いところで対応していく」というのが、まず基本ですが、「特別支援学校での教育についても、意義を認めていく」ということをここに書かせていただいています。

続きまして、43ページ、「外国人児童生徒教育の充実」。これはかなり踏み込んで書いています。特に、2つ目の 2行目に「すべての外国人児童生徒に日本の子どもたちと同等の教育を受ける権利を保障するとともに、一人ひとりがかけがえのない社会の構成員であるとの基本認識に立ち、その将来的な自己実現に向けた積極的な教育活動を推進する」とありますように、ある意味、三重県教育委員会としての「覚悟」をここに盛り込んでいます。また、44ページ2つ目の にありますように、外国人生徒の将来の自己実現を見据え、「高校への進学をもっと進めていく」、「生活に有益な知識の習得を通して日本語学習を進める」といった、「社会参画力の育成を重視した教育活動」を重視していくこととしています。

53 ページ、「キャリア教育」をご覧ください。キャリア教育についても、踏み込んで書かせていただいています。3つ目の にありますように、「すべての教員が子どもたちに対し、『働くことの尊さ』、『職業には貴賤がないこと』、『仲間を大切にすべきこと』等を確実に伝えるとともに、子どもたちの生涯を見据えた指導を行い、望ましい勤労観・職業観を育むことを、本県のキャリア教育の基本とします」ということです。もう1点、54 ページ2つ目の の最後あたりをご覧いただきますと、「自立した社会人としての必要な知識や能力、働く者の権利・義務等に関する教育内容をキャリア教育に導入することについて研究を進めます」とあります。これについては、55ページの「今後の基本的な取組方向」の1つ目に、「教育活動全体を通したキャリア教育の拡充・深化」というのがありますけれども、その2つ目の「・」の2行目に、「『市民』として必要な知

識や能力、働く者の権利・義務について」という言葉があり、ここにその趣旨を盛り込んでいます。

続きまして、59 ページ「情報教育」についても、大変ニーズが高まっていて、特に3つ目のの4行目に、「情報モラル教育を推進します」とあります。いろいろ取り沙汰されている携帯電話等に関しては、ここに書いてありますように、「安全で適切な利用方法の指導を徹底する」ということで、他県には利用を禁止するところもありますけれども、三重県としては、利用方法の指導を徹底するとしています。

続いて、67 ページをご覧ください。「豊かな心の育成」にまいりまして、「人権教育」です。人権教育については、部会での議論をしませんでした。これについては、「基本的な考え方」の上から9行目のとおり、昨年2月に策定した「三重県人権教育基本方針」の考え方をそのままこちらに盛り込んでありまして、その方針に沿って進めていくこととしています。

それから、71 ページ「規範意識の育成」です。これについては、基本理念の「子どもたちを信じ」の部分との整合性が難しいところですけれども、3つ目の に、「規範意識は大人が身につけさせるものではなく」というところがあり、その最後の行に、「『待つ』姿勢を重視した指導を行う」ということを書いています。その次の には、「ルールを守れない場合においては、毅然とした指導を行う」ということも書いてあります。ただ、3行目にありますように、「あくまでも子どもたちの目線に立つ」ということも書き込んでいます。

次は75ページ、「いじめ」です。いじめについては、3つ目の の最後2行、「困難事例に対応するための支援チームを設置することなども検討していきます」ということがあります。また、その次の にありますように、「子どもたち自身が、自分の学校や学級にある課題に気づき、自分たちでその解決に向け考え行動できるようにしていく」ということで、このあたりに「子どもたちを信じ」の理念が表れています。

続きまして、81ページ。「不登校」の関係で「居心地の良い集団づくり」です。これについては、3つ目の にありますように、「不登校の解決に当たっては、『社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援』をしていく」ということで、平たく言うと、子どもたちの人生を一番に考える指導を行っていく、という旨を盛り込んでいます。

89 ページには「環境教育」がありまして、これからの未来を考えれば非常に重要になってくるだろうということが書いてありますし、93 ページ「文化芸術活動、読書活動」では、こういうものも子どもたちに大切だということが書いてあります。

97ページには、「郷土教育」があります。ここもかなり踏み込んで書いています。2つ目の 3行目に、「今後 10 年先を見据えれば」、4行目に、「地域社会をめぐる課題がますます深刻さを増す」ということで、次の行に、「地域を大切に守っていこうとする心や、地域に貢献しようとする態度を養うことの重要性が一層高まる」とあります。そして、次の行で「文化力」について述べています。先ほどのこども局長の説明にもありましたが、三重県としては大変「文化力」を重視していまして、「これを地域づくりに生かしていくためにも郷土教育は大切であろう」ということです。99ページなどには、「主な取組内容」として、俳句とか、かるたを作るとかいろいろなことを、郷土教育を重視していこうという視点から書き込んであります。

それから 101 ページ、「健やかな体」にいきまして、「健康教育」です。3つ目の に、法律改正があったことに触れていて、3行目から4行目にかけて、「心の健康にも一層目を向けいく」と書き込んでいます。

105 ページ「食育」です。非常に大切だということで、3つ目の の2行目に、「郷土の食材の活用」、「生産者との連携」、「体験活動」こういったものを重視して、いろんなものを伝えていくんだということを書かせていただいています。

109ページ「体力の向上」です。1つ目の にある「運動の日常化」がキーワードかと思います。それから、この推進会議でもたくさん意見をいただいている部活動の関係ですが、109ページの一番下の の3行目、4行目に、「学校教育の一環として、生徒の健康や学校生活・地域活動とのバランスに配慮しつつ、一層の推進を図る」という方向を書かせていただいています。

(会長)

それでは今、前半について説明していただきました。非常に多くの内容が入っておりますので、 お気づきの点、どんどんご指摘をいただければと思います。

(委員)

30ページの各施策の項目構成を見ると、「主な取組内容」は、主語が「県あるいは県立学校」となっています。中身を見ますと、環境問題とか食育とか、あるいは、後で出てくる防災関係では、健康福祉部とか、生活・文化部とか、警察本部とか他部局の名前が載っていますが、これは横断的に各セクションと連携するという意味ですね。教育振興ビジョンは是非庁内挙げて横断的にやっていただきたいと思うんですけれども、横の連絡は当然密になっているんですね。例えば、生活・文化部と教育委員会が並記されていますが、これは教育委員会が特にやるという意味なんですか。項目によっては何も書いてないところと、こども局や警察本部だけが記されているものもあります。これは、連携を取りながらいくという意味でよろしいですね。当然、すりあわせはできているんですね。特に防災関係は、警察本部と防災危機管理部がほとんどみたいになっています。全部下駄を預けたというのではまずいので、教育委員会が主導権を持って、防災危機管理部と連携を取って進めていただきたいと思っています。

(事務局)

何の部局名も付してないものは教育委員会がやるという意味です。括弧書きで書いてあるものは、そこに書いてある部が主導でやるという意味です。教育委員会との連名になっているものは、最初に書いてある方が主になって共同で取り組んでいくという趣旨です。横断的に取り組んで行きます。庁内の連絡会議も開いています。

(委員)

主語が県あるいは県立学校という形ですが、小中学校の場合、果たしてそれだけでどうかなという部分もあります。小中学校が主語になって、ここにいろいろ入ってくる問題もたくさんあるのではないかと思います。「県あるいは県立学校を主語に」と明確に表わされると、「県立学校だけ」というとらえ方をされないか心配です。

(事務局)

「基本的な考え方」は、小中学校も含めた全部を主語として書くんですけれども、事業という捉え方をしていくと、どうしても市町に関しては、「支援していきます」という書き方で、県を主語とせざるを得ない場合もあります。おっしゃった意見も踏まえて検討しますけれども、そういう側面もあることは、ご理解いただければと思います。

(委員)

幼・小・中いろんなことを検討してきても、結局、現行ビジョンの数値目標は県立学校のものばかりで、議論してきたことと中身が一致していない感じがします。小中学校は市町立であることを踏まえて検討してきたわけですから、今後のことも、市町を含めて記述をお願いしたいと思います。

(委員)

これは「10年先を見据えた」ということで、そういう言葉がたくさん出てくるんですけれども、今から 10年前を思い出すと、まだ、携帯電話もほとんど普及していなくて、パソコンも情報の世界も今とは全然環境が違っていて、外国人児童生徒数もまだ少なかったと思うんです。そういうことを考えると、10年先はどういう社会になっているのか、全然分らない社会を見据えて計画を立てるようにも見えます。スパンが長すぎるんじゃないかと感じてしまいました。改革をしていくのに、5年間でやっていく計画が出ているわけですけれども、5年間も結構長いんですね。「これらをするのに本当に5年もいるんだろうか」と疑問も感じます。今世の中がめざましくどんどん変わっていきますよね。そういう社会の流れに対応した改革をしていかないといけないんじゃないかと思うんですね。その辺を一度考えていかないといけないんじゃないかと感じました。

(事務局)

10 年は大変長いと思うんですが、行政の中でも特に教育は非常に長い目で見てやっていかなければならない分野だと思っています。5年の計画を作るときでも、常に10年先を見据えていかなければならないだろうと我々は肝に銘じています。なかなか不透明で読めないんですけれども、長期的な目で見て、しかも今何をするかということで組み立てていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

(山口副教育長)

「計画期間が5年というのは長い」という話もありましたが、数値目標や取組方向がはっきりしてくれば、それを途中で中間まとめをしながら、検証していきます。また、5年間の計画といっても、5年先にすぐ次のビジョンを作らないといけないので、実質4年なんです。4年目にはそのビジョンを改定しなきゃいけないということになると思うんです。今の目覚ましい社会変化にこれでついていけるのかということについては、毎年度検証しながらやっていきたいと思います。現在のビジョンは推進計画という下部計画を持っているんですけど、それを検証しながら新しい事業を組んでいったりしている状況にありますので、そういうこともご理解お願いします。

(委 員)

5年とか10年というのはすごく長いという言い方をしますが、実を言いますと、私どもの会社は5ヶ年計画というのを30年出しているんですね。5ヶ年計画は会社が5年間でこれだけ成長するというものですが、社員に「あなたはどうやって成長していただきますか」と書いてもらうと、7割の人が30年間全然変わらないんです。3割だけが変わっているんです。常に会社の大プロジェクトでこれを検証しているんです。それぐらい、基本は作っておかないとだめです。おそらく5年といって書いたとしても、教育の基本、根底はそんなに変わるもんじゃないと思うんです。10%ぐらい常に変化することは間違いないと思うんですけど。自分の手帳と比べてみて、7割その文章が残っていてすごいなと思っています。もっと変えようと発破かけるんですけど、入ってきた人たちは変えようとしません。これはすばらしいことだと言っています。

(委員)

105ページの食育推進のところですが、職場で子どもの食育活動を中心に教えている中で、子どもの味覚障がいが非常に気になっています。そこで現在、正しい味覚の教育を重視しています。これから、食文化がどんどん変わっていく中で、味覚教育がどこかにあった方が良いのではないかと思っています。

(委員)

71 ページ「規範意識」について、「基本的な考え方」で、5つ があるんですけれども、「大切です」とか、「指摘されています」、「必要があります」という語尾で終わって良いのかなと思います。そういうのが1つ、2つあっても良いと思うんですけれども、5つ並んだ中で、ほとんどがそういう表現だというのは、どうなのかと思います。「やっていきます」という表現が多い施策も、他のページではたくさんあります。後ろの方へいくと、109 ページの体力の向上などは、全部そういう表現ばかりです。「やります」という語尾が1つもありません。代わりに「必要があります」とか、「大切です」という表現ばかりです。どうしても評論家的に見えてしまうので、語尾をなんとかして欲しいと思います。

(委員)

112ページに、学校の運動場の芝生化も挙げてもらっているのですけれども、調査研究を行うで終わっています。昨今、いろんなことが言われている中で、主な取組内容にしては大変お粗末というか、もう少し県としては主体的な姿勢を示して欲しいと思います。隣の奈良県では、県が補助をして運動場の芝生化をしているということもあります。「主な取組内容」でどんなことをしてくれるのかと見たら、ちょっと尻すぼみのような感じを受けるところが多いのではないかと思います。全てとは言いませんけれども、もう少し明るい希望が持てるようなものが欲しいという気がしました。

それから、「郷土教育」という文言は、「郷土学習」の方が定着しているのではないかという感じがします。「教育」となると、大変大上段に振りかぶって大きいことのような感じがしました。検討してもらいたいと思います。

(委員)

75 ページの「いじめ」の問題ですけれども、いじめをどうとらえるかということがあると思います。ここに件数が載っていますが、おそらく表面化した件数がここにあるんだと思います。

先日、ある新聞を見ていましたら、小学校4年から中学校3年生までの間で人をいじめたことがある、あるいは、いじめられたことがあると答えた子どもは、大体両方と90%でした。大きな問

題になってくるのは少ないかもしれませんけれども、子どもたちの間でいじめというのは、かなりの数あるんだと思います。いじめ問題の指導をしていくことが、思いやりなどを育てるために、非常に大事なことだと思います。件数を減らすだけじゃなくて、思いやりを育てるという観点から、「子どものつきあいにはいじめが多い」という視点に立って、もっと具体的な取組をやっていただきたいと思います。

そういう点から見ると、 の4つ目は非常に良いことが書いてあるんですね。子どもたちでいじめに気づいたら、子どもたちで解決していきましょう、そういう力を育んでいきましょうということで、非常に良いことが書いてあります。是非、そういう観点から、この4番目のようなことを取り上げていただいて、単にいじめをなくすだけじゃなくて、優しい心とか、思いやる心とか、そういうのを育む一つの良い課題にしていただいて、推進をお願いしたいと思います。

(委員)

基本施策の1の「学力と社会への参画力の育成」の書き方は良いし、内容もこれで良いと思うんですけれども、4ページの「子どもたちに育みたい力」のA、「自立する力」の「学力」は、「学ぶ力」ではだめなんですか。「子どもたちに育みたい力」は、やはり国語、算数、理科、社会を指すわけですか。「学ぶ」って、いろいろなことを学ぶのではないですかね。

(委員)

おっしゃるとおり、分かりやすいのは「学力」より、「学ぶ力」だと思います。

(会長)

この点についても、またご検討いただくと思います。他にいかがでしょうか。

推進会議で議論いただいたスタンスは、全体に「子どもたちにどういう力を育てるのか」という形で、議論の骨子もそういう点からまとめられています。ところが、今回のビジョンになると、スタンスがどうしても少し変わるというところがあるんですね。「こういう教育をする」という形になっていて、少し距離感がある印象です。ぜひ可能なところで、推進会議での議論をすくいとって活かしていただくような形で検討を進めていただければと思っています。

前半のところはそれでよろしいでしょうか。

そうしましたら、次、後半の方の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、113ページをご覧ください。4番目の基本施策、「信頼される学校づくり」の、「子どもたちの安全・安心の確保」です。「基本的な考え方」の基本は、2つ目の の最後の言葉で、「子どもたちの安全・安心については、社会全体で協働していく」ということです。118ページをご覧いただきますと、主な取組にはいろいろな部局のいろいろな事業がたくさん出てきます。全体で横断的に取り組んでいくこととしています。

119 ページ「教員の資質の向上」です。2つ目の にありますように、「教員養成・採用・研修を相互に関連づけ、総合的な視点から取り組んでいくこと」が重要なのと、特徴的なものとしては、一番下の行にありますように、「O」Tによる人材育成を推進していくこと」があります。

続きまして、123ページ「教員が働きやすい環境づくり」です。これは教員の多忙化が進んでいるということで、今回、新たに作った施策です。125ページの見出しを見ていただくと分かりますが、主な取組内容として、業務の簡素化・効率化、外部人材・教員OBの活用、困難事案対応の仕組みづくり等を掲げています。

続きまして、127ページ「幼児期からの一貫した教育の推進」です。これについても、新しい視点を一つ盛り込んでいます。2つ目のの最後4行、「今後、子どもたち一人ひとりの長所、課題、個性といった指導上の情報を、個人情報の保護・管理に万全を期した上で、幼児期から高校まで、途切れることなく確実に引き継いでいく仕組みを確立することについて、検討していきます」ということです。

131 ページは「学校マネジメントの充実」ということで、「学校経営品質向上活動の推進」について触れていて、今後とも一層進めていくという旨を書かせていただいています。

続きまして、135ページ、「学校の適正規模・適正配置」についてです。1つ目のが小中学校、2つ目のが高等学校について書いてあります。2つ目のの最後3行にありますように、「活力ある教育活動を行い、子どもたちの社会性を育むことができる場であり続けられるよう、あり方を検討していく」ということが重要です。136、137ページを見ていただくと分かりますが、小中学校については、2年前にある程度考え方を示してあります。高校をどうするのかについては、主な取組内容の2つ目として、「2012年度(平成24年度)以降の進め方について検討を行います」

としています。

139ページの「特色ある学校づくり」は、多様な内容を含んでいるんですけれども、まず、2つ目の にありますように、「今後の高校教育のあり方を構想するにあたっては」、『多様なニーズに応える教育』を実現するという視点がきわめて重要」としています。そして、そこから、3つ目の にありますように「入学者選抜制度が大事」という議論になってきます。入学者選抜をどうするのかということについては、3つ目の の最後5行に書いてありますように、「今後、入学者選抜制度については、『生徒が主体的に学びたい高等学校を選択して学べるシステムの構築』という観点を中心に据え、『法改正を前提とした制度廃止』も選択肢の一つとして中期的な検討課題としつつ、より適正な選抜方法となるよう、制度改善を図る方向を目指す」ということです。140ページには、「中高一貫教育」について記述があります。1つ目の の最後3行、「連携型中高一貫教育のこれまでの成果を踏まえ、併設型中高一貫校や中等教育学校の設置も視野に入れながら、引き続き推進を図ってきます」としています。

145ページは「開かれた学校づくり」について触れていまして、「社会全体で教育を進めていく」という視点を盛り込んであります。

149 ページは「学校施設の充実」について触れていまして、「施設は安全性の確保が極めて重要だ」ということを、1つ目の に書いてあります。

153 ページ以降は、「多様な主体で教育に取り組むこと」に関する施策が並びます。1つ目は「家庭の教育力」で、これについては、こども局が取り組んでいる施策を、3つ目4つ目の に示させていただいています。5、6、7、8番目の については、それに対して学校がどのように貢献していけるのかという視点からまとめてあります。

159ページ「地域の教育力」については、2つ目のの最後にありますように、「『地域全体で子どもたちを守り育てる』状況の創出を目指す」ということと、3つ目のの6行目にありますように、「地域の教育力を活用して学校を支援する体制を整備していく」というところが非常に重要だと思います。

163ページに「社会教育」があります。この社会教育の中で重要なのは、2つ目の の1行目の、「学校教育と社会教育の連携、融合が大切」ということで、5行目から6行目にかけて、「子どもたちの豊かな心の育成と地域住民の生きがいの増進を同時に実現していく方向を目指します」としています。

167 ページは「文化財の保存・継承・活用」です。これについては、「文化力」とも関係しているということで、重視しています。2つ目の にありますように、「文化財についての学習や体験は、子どもたちの豊かな心、特に郷土への愛着や誇りを育む」ということで、3行目にありますように、「文化力を磨くことにもつながる」ことから、「今後、進めていく」ということを書かせていただいています。

最後に、171ページの「地域スポーツ」ですけれども、地域スポーツには「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」があり、2番目のには、「生涯にわたるスポーツライフを豊かなものにしていくために、幼少時からスポーツに親しんでいく」ということを書いています。3つ目のは競技スポーツについてです。5行目から6行目にかけて、「10年先を展望すれば、国民体育大会など、全国レベルの体育大会の招致も視野に入れる必要がある」ということで、「競技スポーツを一層推進していく」という旨を盛り込んでいます。

(会長)

それでは後半について、ご質問、ご意見お願いいたします。

(委員)

現場の教員としては、各論の「主な取組内容」と、これから出てくるであろう「数値目標」に、すごく関心があります。特に私は現場の教員なので、123ページの「教員が働きやすい環境づくり」を拾い読みしていたんですけれども、「調査して」とか、「把握して」という記述があり、この 10年間でまだ「調査」から始まるのかと思っていたら、今、「この部分が現行ビジョンにはなかった」という説明があり、なるほどと思いました。現行ビジョンの 10年の間に、やっぱり多忙になっているという意識があります。教員が忙しかったら、子どもたちにとって絶対マイナスでしかないですよね。

そこで要望ですけれども、数値目標を挙げるだけで終わるんじゃなくて、ぜひ実行できるものにしていただいて、しかもなるべく高い状態で目標を置いていただけると、ありがたいと思います。現行ビジョンで入学者選抜方法について上げていた数値目標に関して、この 10 年間で選抜の

やり方を県教委が校長会を中心に検討し直しましたよね。数値目標に達してないので、「なぜ達成できないのか」を入試担当の人に聞いたら、「それは自分たちが作ったのではなくて、過去に決めたことだ。今は事情が変わってきた」という返答でした。その担当者個人の問題かも分かりませんけれども、そういうことがあっては困りますし、そういう数値目標では意味がないと思うんです。例えば高校では、部活動や補習をしていたら、放課後の時間はすべて費やされます。そうすると、部活動をしている顧問は、時間外から自分の成績処理やクラスの仕事に入る実態があるわけです。だから、今さら調査じゃないだろうって思うんです。そういう実態も踏まえて数値目標を考えていただけたらありがたいと思います。

(委員)

高校に勤めている者としては、「教員の資質向上」とか、「働きやすい環境づくり」と書いていただいて、大変ありがたいと感謝しています。逆に、我々学校と教員はこのビジョンに対して、どの位置に立っているのかということも思っています。書いたものはぜひこのまま文章で残しておいていただきたいし、本文もこのまま残しておいていただきたいんですが、22 ページの基本方針の(5)番の、「教職員のやりがいを高めます」という表現に違和感があります。中に書いてある文章はそのままで良いんだけれども、「高めます」という受け身でしてもらうスタンスで良いのなと、気になりました。教育委員会がやると言いながら、我々学校にいる者も結局同じ立場に立って、同じようにこれを実現するようにやっていく内容ですよね。「やりがいを持って働きます」なら分かるけれども、「高めます」と言われて受け身のスタンスで良いのか気になります。

(事務局)

これは経営品質の考え方を踏まえたものですけれども、教職員のやりがいを高めることイコール、 県民の満足度を高めることと解釈しています。経営品質によると、職員満足度が1%下がれば顧 客満足度は2.5%下がるという統計もありまして、こちらの考え方としては、教職員のやりがいを 高めることイコール県民の満足度を高めるというスタンスに立っていきたいと思っています。

これを一番読んでいただくのは教員の方ですので、これを見て教員の方が元気になるような表現にも心がける必要があるので、その辺も含めて検討していきたいと思います。

(委 員)

一般の人から見れば、教員の多忙化について、「いろんなことがなされているにもかかわらず、何で先生たちだけそんなに忙しいのか」が、まだはっきり分ってないわけで、保護者や地域の皆さんに話をするときには、常にそういう説明から始めている現実があります。

一方で学校現場が大変忙しいということは、関係者は皆分っているわけです。その辺の現状がうまく表現できてないところがあるのではないかと思います。もうちょっと具体的に示していかないと、県民の皆様方には分らない部分が多いのではないかという気がします。

やはり小中においても、ビジョンの中で「こういうこともやってくれる」ということが分かる具体的なものが欲しいと思います。

働きやすい環境づくりについて、「教員の業務の簡素化」とか「効率化」と書いてくれてあるんですけれども、具体的にどのようにしたらいいのかというと、人の配置を考えていくことが大事だと思います。 3、4年前にアメリカへ行かせてもらったときに、学校に行くと、本当に多くの人が学校に従事していました。給料をもらってやっている人もいれば、教育ボランティア休暇で来ている方もいて、そういう仕組みを抜本的に考えていかないと、いつまでたっても解決されないのではないかと思います。成績処理の具体的なことは、きちっとしたデータを持っている先生でないとできないわけですが、具体的な作業については、教員の免許を持っていなくてもできる部分もあるのではないかと思います。コンピュータ処理についても、外部の方ができる部分がもっとあるのではないかと思います。県としての基本的な考え方、方向性をもう少し具体的に示してもらったら、大変ありがたいと思います。

退職教職員についても「人材を積極的に活用して」と、ここにも書いてくれてありますけれども、 意欲のある人は疲れ切っていて、「もうええわ」という人が多いのではないかと思います。ボラン ティアを募集しても先生OBの数が少ないという声が現実に起こっています。OBの方が働きや すい条件なり状況をつくっていくことも、県として考えていく必要があるのではないかと思いま す。

(委員)

「開かれた学校づくり」は、大変良いことだと思います。「保護者、地域住民や学校評議員等が、 積極的に学校運営に参画し」とあります。開かれた学校は、学校教育や学校運営を発展させてい く上で大きく寄与する物と思います。是非、全校に広がるよう積極的に推進していただきたいと 思います。

(委員)

29ページの体系図を見て、「信頼される学校づくり」の1番に「子どもたちの安全・安心の確保」を挙げていただいて、ありがたいと思います。義務教育現場に勤めていた私は、「子どもたちの安全・安心は学校で何が何でも確保しなきゃいけない」という決意でした。中身を見ると、116ページから 117ページにかけて、主な取組内容 16 項目あるんですけれども、その中で、よその部の対応が5つあります。部局横断的にというお考えを聞かせていただきましたが、「教育委員会」を並記しないと誤解を招くのではないかと思います。

防災危機管理部関係のところを読ませていただいて、私は鳥羽に住んでいるので、「東海、東南海、南海地震は怖いな」と、正直思います。去年の2月ぐらいでしたか、3mぐらいの津波が来ると言ったときに私は真っ青になりました。今の子どもたちが今後三重県に住み続けるとしたら、激甚災害を受けるような災害が身に降りかかる、自分の住んでいるところに起こる可能性はかなり高いと思います。「防災教育として、1項目設けろ」とは言いませんが、激甚災害に指定されるということが予見されているのだったら、そのことに対応することが、信頼される学校づくりの項目なのかなとも思います。三重らしさをこの中に盛り込んでいこうというところが議論の出発点だったと思いますが、特別な記述が必要ではないかと思います。

かつて私は、宮川の水害を経験した方のところへ子どもたちを連れて、総合学習の時間に訪問したんですけれども、「まず、生きてください。あなただけの命じゃないんです。生きた瞬間に、あなた方は人を助ける役割を担います。そして、町を復活させる役割を担うんです」という話で、中学生の子どもたちは感動して帰ってきました。そんなことも「郷土教育の推進」で取り上げるわけにはいかないだろうけれども、どこかに書いていただけないだろうかと思います。

(委員)

今おっしゃったように、「東海、東南海地震は間違いなく来る」という話があります。特に 117 ページの「自助、互助、公助」といった防災教育を、より一層推進することが命を守ることにつながりますので、大事だと思います。

全体を読んで、食育と環境とこの部分は、どうもごたごたしていて、座りが悪いという感じがしますので、書き方をもう少し丁寧にしていただくか工夫していただければ、読みやすくなると思います。言いたいことは、より一層防災教育をして欲しいということで、そのためには読みやすいようにして欲しいという話です。

(事務局)

ご意見を踏まえて検討させていただきますが、ただ、既にある程度それは踏まえている部分があります。116ページを見ていただきますと、「今後の基本的な取組方向」が並んでいますけれども、上から2つ目が「安全教育」、3つ目が「防災教育」としています。本来であれば安全教育の中に防災教育も含めるような考え方があって、他にも防犯教育とかあるわけですから、同じ並びでもいいんですけれども、今のような三重県の特殊性を踏まえて、上から3つ目の に防災教育を既に特出しして記述しています。一応考慮していますが、さらにもう一歩工夫できないかについては、また検討させていただきます。

(委員)

「家庭の教育力」と「地域の教育力」のところは、まとめていくのが難しいのではないかと思います。156 ページの「小中学校における親となるための教育の充実」に、「積極的かつ肯定的に捉えることができる教育を進めます」と書いてありますが、「具体的にどのようにするのか」というところが大変難しいのではないかと思います。せっかく前半からいろいろと書いていただいているのに、最後のところで大変抽象的な形になってしまって、何を言いたいのか分らないようになっていると感じました。

同じようなことが「地域の教育力の向上」にもあります。地域の方々に学校や子どもたちを支えてもらうということに対し、逆に学校や児童生徒が地域に還元していくという双方向の関係が必要であることも分らないでもないのですが、162ページにあるように「地域の教育活動への参画」ということを学校現場に出すと、「何勝手なこと言っているんだ」というようなことを言われかねないと思います。このあたりの表現を、一考していただければありがたいと思います。

(会 長)

それでは、一応後半のところについても、これで審議を終わらせていただきます。

本日の時点で、この教育振興ビジョン中間案の検討が一通りすんだことにはなるわけですが、 今度は、今回皆さんからいただいたご意見を、改めてビジョンに反映していただく作業がありま す。中間案に関しては、今後も検討を続けて加筆修正していくことが求められているわけですが、 その検討方法に関して、最後の審議事項3で、中間案部会の設置の提案があります。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局)

今朝、皆さんの机の上に置かせていただいた、一枚ものの資料6をご覧いただければと思います。本日、出させていただいた中間案の審議を、さらに深めていくための部会の設置を提案させていただきます。資料6の「趣旨」のところに、その旨が書いてあります。「部会の名称」ですけれども、「教育振興ビジョン中間案部会」として設置していければと思っています。3番の「委員構成」に書いてありますように、これまでの審議結果を引き継げるよう、各部会からお願いしたいと考えています。会長さんとも相談させていただき、会長が指名するとなっている委員さんを、以下の5名の方にお願いできればと考えています。部会委員の方としては、5番目に書いてあります3名の方にお願いして、計8名で検討いただければと考えています。こちらとしては、7、8月中に2回か3回ぐらい集まって検討いただけないかと考えていまして、その中で加筆修正をして、次回の改革推進会議にその結果を報告していく段取りでいければと考えていますので、ご理解よるしくお願いします。

(委員)

中間部会の設置と委員構成については、何ら異議はありません。ただ、三重県教育改革推進会議の運営要綱を見ると、部会委員のすることは「調査」になっています。法律家として一点だけ納得できない点は、この資料の5、6は「審議」ではなくて「調査」ではないんですか。「審議」にすると、この推進会議全体会の審議をひっくり返してしまう可能性あります。加筆修正なり中身の「審議」をしてもらったら、この推進会議の意見は飛んでしまいます。文言が明らかに違いますので、修正していただきたいということです。

(事務局)

心得ました。ありがとうございました。

(会 長)

「審議」を「調査」に変更していただくということです。

他にご意見ございますでしょうか。それでは、この中間案部会の設置をご了解いただきました。今、ご説明いただきましたように、次回の推進会議までの1ヶ月間に中間案の部会を開催していただいて、そこで細部にわたって検討していただくということですが、部会委員になられた方、どうぞよろしくお願をいたします。

なお、部会の委員になられていない委員の皆さんには、本日の会議で十分ご発言いただけなかった部分、あるいは、今後、改めて気がつかれることとかあるかと思います。これらについては書面でご意見をいただきたいと思っています。このことについて事務局の方から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

机の上に置かせていただいた公文書があると思います。「教育振興ビジョン(仮称)中間案に対するご意見について」というものです。ここに書かせていただきましたように、できれば8月2日までに、今日の中間案に対するご意見を、なんらかの方法でこちらにお寄せいただければと思います。お寄せいただいたご意見は、先ほどご了承いただいた中間案部会にかけて、どのように考えていくのか調査していきたいと思います。ぜひ、たくさん意見をいただきたいと思います。少し締め切りが早いんですけれども、予定も詰まっておりますので、ご理解のうえよろしくお願いします。ただ、締め切りを過ぎたら絶対だめかというと、そうでもありませんので、これは一つの目安ということでお願いしたいと思います。

(会長)

どうぞよろしくお願いします。中間案部会委員の一人としても、皆様からご意見を寄せていただかないと、私たちの作業がなかなかしにくいところがありますので、お気づきの点をぜひご連絡いただければと思います。

それでは、少し予定の時間が少し過ぎてしまいましたけれども、本日の会議はここまでとさせていただきます。ご協力ありがとうございました。後は事務局の方でお願いします。

(事務局)

山田会長、議事進行どうもありがとうございました。事務局から次回会議の開催の時期を連絡させていただきます。次回第4回教育改革推進会議は、8月31日火曜日です。午前9時から、このプラザ洞津、同じ場所、3階の孔雀の間で開催を予定しています。ご出席いただきますようお願いいたします。

それでは、これをもちまして、平成22年度第3回三重県教育改革推進会議を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席どうもありがとうございました。

(閉 議 12時00分)